

令和5年4月17日	
資料提供	
担当課	薬務課
担当者	森
電話	073-441-2663

令和5年度 不正大麻・けし撲滅運動 を実施します

麻薬の原料となるけしが、日本各地で自生しており、県内では昨年度2万本を超える自生けしが確認されました。けしを免許なく所持・栽培することは法律で禁止されていますが、「植えてもよいけし・植えてはいけないけし」に関する判別知識の不足から、「植えてはいけないけし」を観賞用として栽培する事例や、自生が放置されてしまう事例が後を絶ちません。

そこで本県では、大麻やけしに関する正しい知識の普及を図るとともに、不正大麻・けしを発見、除去するために、本年度も下記のとおり「不正大麻・けし撲滅運動」を実施します。

記

1 実施期間 令和5年4月17日から同年6月30日まで

2 実施事項

- (1) 広報誌、報道機関、集会などを介して、この運動の普及啓発を行います。
- (2) 教育委員会等と協力し、児童・生徒に対し、この運動の普及活動を行います。
- (3) 関係機関と連携してパトロールを実施し、不正に栽培・自生している大麻や植えてはいけないけしを発見したときには速やかに措置を講じます。
- (4) 市町村役場、警察署等でポスターを掲示し、パンフレット※を配布します。

大麻や植えてはいけないけしを不正栽培することは法律で禁止されています。

発見した場合は、薬務課又は県立保健所(支所)へご連絡ください。

大麻の特徴

・葉は、細長い柄の先に、3~9枚(通常は奇数)の小葉が集まって手のひらのような形になっています。
 ・よく成長した茎は太くまっすぐに立ち、浅い縦すじが通っています。



発見したら
通報
して下さい!!

植えてはいけない「けし」の特徴

ソニフェルム種



・花の色は、赤、桃、紫などです。
 ・葉が茎を包み込んでいます。

セティゲルム種(アツミゲシ)



・花は、花びら4枚で、色は薄紫や赤があります。
 ・葉が茎を包み込んでおり、葉の縁が不規則なギザギザです。

※ パンフレット『大麻・けしの見分け方』を参考資料として添付します。